

Client Alert

15 November 2021

本アラートに関する お問い合わせ先



潘怡安
パートナー
+86 21 5368 4080
Frank.Pan@bakermckenziefenxun.com



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.tabashi@bakermckenzie.com



松本 泉
カウンセラー
+81 3 6271 9720
izumi.matsumoto@bakermckenzie.com



篠崎 歩
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9900
ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com

中国輸出管理法に基づく「内部コンプライアンスガイドライン」の概要¹

2021年4月28日、中国商務部は、中国版の輸出コンプライアンスガイドラインを公表した。2020年に輸出管理制度を刷新して以降、これまで中国当局によって公表された実施規則は存在しなかったことから、同ガイドラインは、中国の新輸出管理法を解釈する一助となる。多国籍企業にとっては、既に策定済のグローバルなコンプライアンスガイドラインを各国のスキームに合わせる事が現実的な方法といえるが、その上で、既存のプログラムの中で各国の要請に応じて改訂すべき部分を特定するためには、以下詳述する各要素を考慮することが重要である。

概要

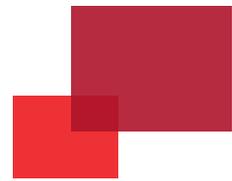
2021年4月28日、中国商務部は、輸出コンプライアンスガイドラインの中国版となる「両用品目輸出管理内部コンプライアンスのための輸出管理ガイドライン²」（以下「ガイドライン」。）を公表した。

ガイドラインは、一見すると、米国商務省産業安全保障局（BIS）が公表している効果的な輸出コンプライアンス・プログラム（ECP：Export Control Program）のための8つの要素（幹部のコミットメント、リスクアセスメント、輸出承認、記録管理、研修、監査、違反への対処と是正措置の実施、輸出コンプライアンス・マニュアルの策定）を特定する輸出コンプライアンスガイドラインを模したようにも見受けられる。なお、中国のガイドラインは、「輸出承認」と「違反への対処と是正措置の実施」をそれぞれ「審査プロセスの確立」と「対応措置の創設」に改名し、また「組織構造」に対応する新たな章を設け、合計9つの要素を示している。

重要な点として、2020年12月1日に施行された中国の輸出管理法によると、ガイドラインは法的拘束力がないとされていることから、新たに公表されたガイドラインには特段の効力発生日は示されていないことが挙げられる。また、輸出管理法においては、各事業者に対し、簡素化された輸出許可申請プロセスの利用を含むメリットと引換えにECPを構築することが推奨されているに過ぎないところ、ガイドラインは、商務部が輸出管理法違反に対する罰則を決定する際の処分軽減要素として、効果的なECPの存在を重視することを確認している。

¹ 中国輸出管理法に関する弊所の以前のクライアントアラート（本年7/15付）については、以下を参照。https://www.bakermckenzie.co.jp/wp-content/uploads/20210715_ClientAlert_ITC_J.pdf

² 原文は中国語であるが、日本語の仮訳として、下記CISTECの資料を参照。https://www.cistec.or.jp/service/china_law/20210510.pdf



輸出管理法の明確化

中国が輸出管理制度を刷新するために輸出管理法を制定して以降、中国当局による実施規則は特に公表されていない。そのため、ガイドラインは、輸出管理法に残されたギャップを埋め、いくつかの曖昧な要素を明確化する。もっとも、ガイドライン自体は法的拘束力を有するものではないため、ガイドラインに規定される新たな要求は、拘束力のあるルールではなく、あくまで商務部によって提案された「ベストプラクティス」と解すべきものである。

1. 無形資産の輸出

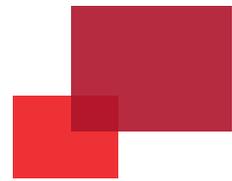
- ガイドラインは、技術データを電子メール、電話、ファックス又はSNSにより電子的に送信することは、国内か国外かを問わず、「輸出」を構成する旨を明示している。更にガイドラインは、クラウド上からアクセス可能な技術データ及びソフトウェアに関する潜在的な「輸出コンプライアンスリスク」について触れており、クラウド上のデータ保存及びファイルの共有が輸出とみなされる可能性があることも示唆している。

2. みなし輸出

- ガイドラインは、中国の個人・団体から外国の個人・団体への規制対象品目の提供を中国の輸出規制の対象と規定することで、「みなし輸出」の概念も導入している。ガイドラインは、「みなし輸出」の概念が関連する可能性のあるシナリオとして、(1) 中国で規制対象となっている技術の研究開発に外国人従業員を従事させること、(2) 規制対象となっている技術に関する情報を公開の展示会で公表すること、の少なくとも2つを挙げている。これらを「輸出」の定義と併せて読むことで、中国において規制対象となる「みなし輸出」の概念の理解を深めることができる。

3. 制裁対象者のスクリーニング

- ガイドラインは、輸出管理法が、軍民両用品目リストに基づく輸出管理に加え、特定の制裁当事者を対象とする企業ベースの管理についても定めていることから、制裁対象者のスクリーニングを求めている。ガイドラインで規定されている制裁対象者リストの一つとして、商務部が輸出管理法の下で公表することが想定されている「ブラックリスト」が挙げられる。同リストは、中国の安全保障に影響を及ぼす、又は許可申請に係るエンドユース/エンドユーザー規制に違反する外国企業・団体に制裁を課すことを目的としている。
- ガイドラインは、国連安全保障理事会決議（以下「安保理決議」）によって制裁対象とされた当事者についても具体的に言及している。これは、中国が安保理決議を自国の輸出管理規制スキームに組み入れた最初のケースであり、安保理決議への違反が中国輸出管理法においても影響する可能性がある。
- ただし、ガイドラインが定めるリストは包括的なものではないと考えられることから、制裁対象者のスクリーニングには、(1) 信頼できないエンティティリスト、(2) 公安部が公表するテロリスト団体及び個人のリスト、(3) 外交部が公表したマイク・ポンペオ前国



務長官を含む制裁対象者の発表等、他のいくつかの「リスト」も考慮する必要がある。

4. 仕向国に基づくリスク評価

- ガイドラインは、輸出コンプライアンスリスクが、仕向国又は規制品目の経由地により異なることも明示している。更に、詳細を定義しないまま、「センシティブ国」及び「リスクレベル」について言及している。一般に輸出管理法においては仕向国に基づく輸出管理が定められているが、商務部が、特定の国を対象とする輸出コンプライアンスリスクについて、新たな規則（例えば、米国が採用する「国別チャート」及び「国別グループ」と類似した規則等）を発出することによって更に対処するか否かは明らかでない。

5. 顧客のデュー・デリジェンス

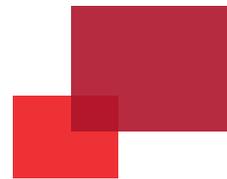
- ガイドラインは、規制品目のエンドユース／エンドユーザーについて調査を行うために必要となる顧客のデュー・デリジェンスについても、相当のページ数を割いている。米国輸出管理規則（EAR）と同様に、何らかの疑義を生じさせる状況がある場合には、当該品目のエンドユース及びエンドユーザーについて顧客が開示する情報を確認する必要がある。この疑義のある状況を示すガイドラインの別添として、「注意喚起事項リスト」が商務部により併せて策定されている。このリストを詳細に分析すると、その99%がBISが策定しているリストと同様であった。
- ガイドラインは、規制品目の制裁対象者又は国への「迂回輸出」についても大きく強調し、以下の要素を考慮することを求めている。
 - (1) 販売業者、中間取引業者、エンドユーザーを含む当該取引に関する全ての当事者のスクリーニング
 - (2) 当該顧客又はエンドユーザーの制裁対象者との無許可取引の実績
 - (3) 当該顧客又はエンドユーザーの内部輸出コンプライアンス・プログラム
 - (4) 当該品目が経由することが見込まれる国

6. 輸出取引に関連する全当事者に関するリスク評価

- ガイドラインは、輸出コンプライアンスリスクの評価が、運送業者、通関業者、販売代理業者、研究開発のためのパートナー、金融サービスの提供会社、電子商取引のプラットフォームを含む全ての第三者をカバーすべきことを挙げている。ガイドラインは、第三者の輸出管理法違反行為についても輸出者に責任追及することができる旨を示している。この点は、輸出者が、輸出管理法に違反する国又はエンドユーザーへの迂回輸出のリスクを防止するために必要とされる相当の注意を怠るケースを想定しているものと考えられる。

グローバル ECP の中国向けの改訂

中国のガイドラインと既に多くの多国籍企業が対応済みのBISのガイドラインとの類似性を考慮すると、多くの多国籍企業にとって、商務部のベストプラクティスと現在のオペレーションとを整合させる実務的なアプローチは、



既存のグローバル ECP を中国の法制度と実務に併せて調整することと考えられる。

その上で、既存の ECP の改訂すべき部分を特定するに当たっては、次に掲げる事項を考慮することが重要である。

1. 独自の規制品目の分類制度

- 中国における輸出管理目的のための有形又は無形の品目の分類に関する考え方と分類手順は、ワッセナー・アレンジメントと親和性を持つ形で策定された制度下におけるものと著しく異なることに留意が必要である。すなわち、中国の分類制度は、品目の関税分類と、ワッセナー・アレンジメントによるリストと一定程度類似した方法で作成された説明部分の両方に基づいて構成されている（ただし、輸出規制分類番号（ECCN）は割り当てられない）。

2. 制裁当事者のスクリーニングが困難であること

- 中国の輸出コンプライアンス上の目的での制裁当事者のスクリーニングは、リストが公表されているか否かに関わらず根拠規定がかなり拡散していることから、現時点においてはその対応が困難な点がある。リストのいくつか（例えば、外務省の記者会見を通じて発表された制裁対象者）では、制裁対象者と同じ制限・禁止が課される「関連会社」の範囲はもちろん、制裁当事者の全てを特定することも困難である。

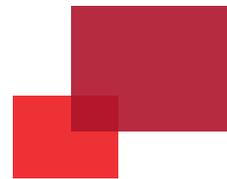
3. 軍民両用品目リストにない品目の管理が必要であること

- 輸出管理法の中で見過ごされがちな点として、軍民両用品目リストにない品目の管理が挙げられる。安保理決議により制裁対象となる国又は中国により自主的に制裁対象とする国への輸出又はみなし輸出は、そのような軍民両用品目リストとは関連しない輸出管理規制の一例である。商務部がさらに明確化するのを待つ必要があるが、これらの輸出管理の対象は、中国の軍民両用品目リストに掲載されている品目を超える可能性が非常に高い。加えて、輸出管理法の「キャッチオール」条項は、輸出者が、当該品目が、（1）中国の国家安全保障を脅かすこと、（2）テロ行為に転用されること、（3）大量破壊兵器やその運搬手段に使用されること、を知っている又は知っているべきであるか、あるいは通知された場合には、商務部の許可なしに中国から輸出すること（及び潜在的には中国原産品目を外国から再輸出すること）を禁止している。この「キャッチオール」条項は、例えば以下のような、企業の中国版 ECP に組み込む必要がある中国の法的・政治的要因を考慮して適用されることになる可能性がある。

a. 中国特有の「テロリズム」の定義

b. 当該輸出が中国の安全保障を脅かすこととならないようにするために必要なデュー・デリジェンスのレベル

c. デュー・デリジェンスを実施する中で、その調査対象の一部について、不明確な事項が存在する場合に、商務部から勧告的意見を求める必要があるか。この点につき、不明確な事項を解消するた



めのベストプラクティスとしてガイドラインで推奨されているものには、商務部の助言のみならず、「専門的な外部機関」（弁護士法人を含むものと解してもよいと思われる）が含まれることに留意する必要がある。

4. 中国国内において ECP の実施が求められる可能性が高いこと

- 多くの多国籍企業は、本社レベルで ECP を策定している。この点についてガイダンスでの言及はないが、商務部は、少なくとも、中国に専門的な輸出コンプライアンスチームを設置し、9の要素について実質的な責任を負うことを求めていると考えるべきであろう。これは、（1）商務部が、ECP を現実実施していることが十分に可視化されたものであることを要求する可能性があること、及び（2）輸出管理法及びガイドラインのいずれもが、輸出管理を実施するに当たり、それが中国の安全保障を脅かすと考えられる場合、国境を超えた情報共有を制限する事項を含んでいること、から裏付けられるものである。

5. 技術に関する別個の輸出管理制度が存在すること

- ガイドラインの名称は、このガイドラインが、現在は民生用及び大量破壊兵器の用途の双方に用いることができる品目並びに一定の麻薬化学物質及び商用暗号品目のみをカバーする中国の「軍民両用」品目の輸出管理に対してのみ、適用されることを意図していることを示している。軍民両用品目リストには、将来的に、レアアースなど更なる品目が追加されるとの見方もある。
- 一方、中国には、輸出管理法に必ずしも組み込まれていない、軍民両用ではない特定の技術の輸出に係る個別の従来からの制度も存在する。2020年8月に行われた直近の改正後は、この従来からの輸出管理制度は、国境を超えた共同研究開発に関与する多国籍企業にとって、より広範な意味合いを持つものとなっている。
- つまり、現在、中国においては、2つの輸出管理制度が存在することになるが、ガイドラインは、軍民両用ではない技術の輸出コンプライアンス・プログラムに関する多国籍企業の対応についても、示唆を与えるものである。

中国輸出管理法に関する質問や、さらに詳しい情報が必要な場合は、本アラートのお問合せ先の専門家まで、お気軽にお問い合わせください。